

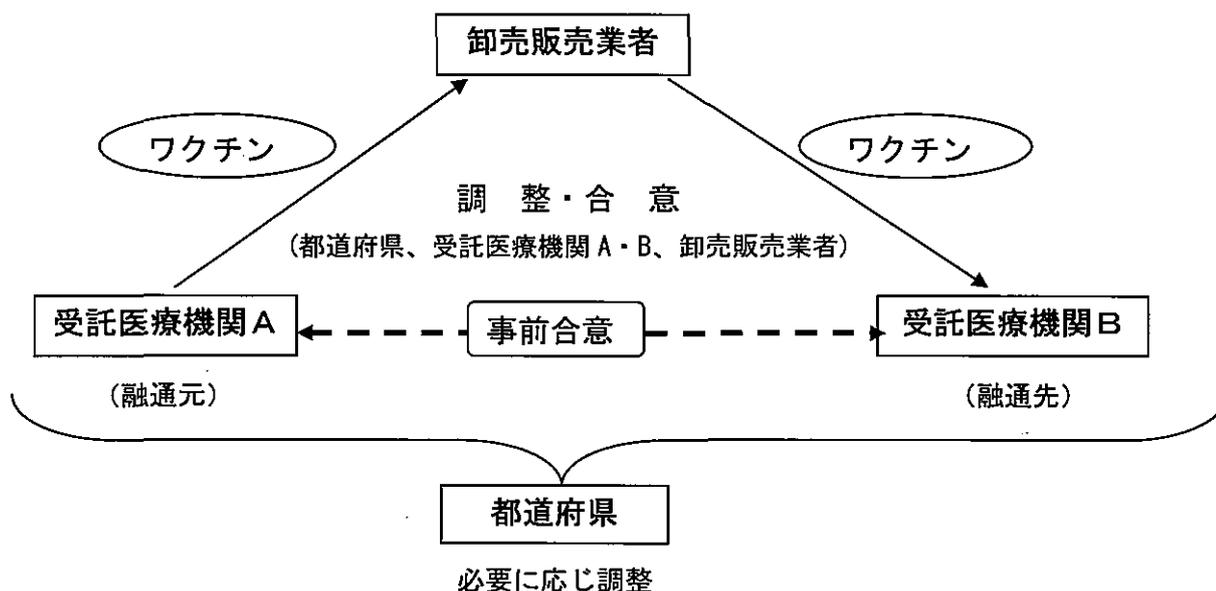
2月8日付事務連絡において示された医療機関間の融通は具体的にどのように行うのか。

医療機関で融通を行うに当たっては、今回の新型インフルエンザワクチンの供給において、原則として返品は認めないこととされている。従って、余剰ワクチンが生じた場合、まずは、他の接種者（例えば、まだ接種を行っていない方）への接種により当該医療機関で適切な使用を進めていただきたい。

他の接種者への接種が困難である場合に限り、当該医療機関においてワクチンの貯蔵方法（遮光し、凍結を避けて10℃以下に保存）が遵守され、品質が確保されていることを前提に、ワクチン代金の授受、具体的な融通方法、品質の確認方法、責任の所在、流通履歴の確保等の必要な事項について、都道府県、受託医療機関及び卸売販売業者と間で十分調整の上、薬事法に抵触しないよう、医療機関間の融通を行っていただきたい。

融通方法の例示 (季節性インフルエンザワクチンの融通方法に基づく)

卸売販売業者がワクチンを配送する



ワクチン代金の授受方法、具体的な融通方法、品質の確認方法、責任の所在、流通履歴の確保方法等の必要な事項について、都道府県、受託医療機関及び卸売販売業者の間で十分に調整の上、融通を行う。

(留意事項)

- ・ 融通を行うにあたって、卸売販売業者、受託医療機関 A、受託医療機関 B との間で合意が必要。
- ・ 融通を行うにあたっては、融通元と融通先は事前に合意している必要がある。
- ・ 都道府県、受託医療機関 A 及び受託医療機関 B は、卸売販売業者に対しワクチンの引き取り、配送を依頼する際には、他の医薬品等を受託医療機関 A、受託医療機関 B へ配送する機会を活用することが望ましい。

このため、都道府県、受託医療機関 A 及び受託医療機関 B は事前に引き取り、配送時期について、卸売販売業者と十分に調整すること。